

# 第三セクター等の抜本的改革の経緯

## 趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行（平成21年度以降）により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業（第三セクター等）の抜本的改革（事業の意義、採算性等を踏まえた法人・会計の存廃を含む検討と検討結果の実行）について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

○ 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

## 第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知）

<主な要請内容>

- 現在第三セクター等が行う事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等（公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等）

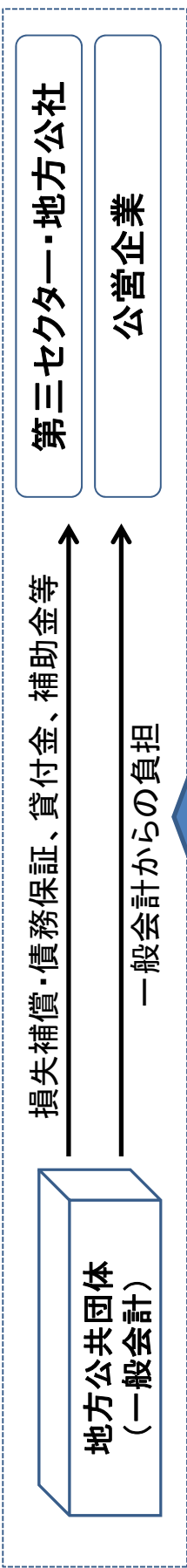
## 公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知）

○ 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設（平成21年度から25年度までの間の特例措置）。

# 第三セクター等改革推進債の意義・概要

● 地方公共団体(一般会計)にとって第三セクター等の経営悪化は財政運営上の大きな負担・リスク



● 第三セクター等の整理・再生を行った場合、以下の経費(A)を地方公共団体が一時に負担しなければならぬ。

- 第三セクター・地方公社の損失補償・債務保証や貸付金(当該年度に償還されなくなるもの)の整理
  - 地方公営企業の債務や職員の退職金、施設・設備の原状回復等に要する経費
- (A)

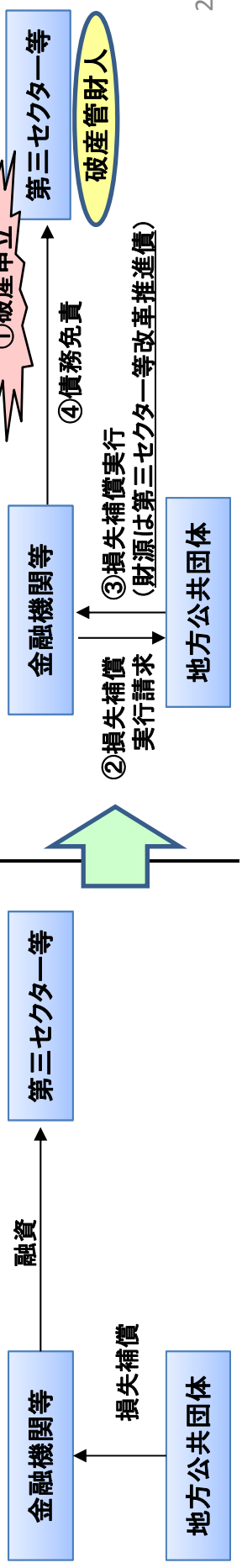
↑ 地方公共団体は一時に多額の負担に対応できず、第三セクター等の整理・再生を行うことができない。

地方財政法を改正し(第33条の5の7)第三セクター等改革推進債を創設、上記(A)の経費を特例的に地方債の対象とする。

↑ 地方公共団体は負担の平準化(基本10年)が可能となり、第三セクター等の整理・再生が可能となる。

＜第三セクター等改革推進債の概要＞ ○ 上記(A)の経費を対象とする特別の地方債(充当率100%・償還は10年以内を基本とする)  
○ 平成21年度から平成25年度までの特例措置

＜第三セクター等改革推進債活用スキーム＞



# 第三セクター等のあり方に関する研究会

## 1 設立の趣旨

平成25年度で第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了する一方で、未だに第三セクター等に係る財政的なリスクが残存しており、また、第三セクター等改革推進債の延長を希望する地方公共団体が複数存在する状況を踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、以下の点をはじめとする平成26年度以降の第三セクター等のあり方について、有識者の意見を伺いながら検討を行うこととする。

### 1. これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析と今後の必要性等を検討

- 第三セクター・地方公社・公営企業の抜本的改革の進捗状況の評価・分析。
- 抜本的改革に取り組んだ団体の検証・分析、抜本的改革が進んでいない理由の分析。
- 抜本的改革を希望しながら取り組むことができなかった第三セクター等の評価。

検討結果を踏まえて



○国としての抜本的改革の推進やその手段としての第三セクター等改革推進債の経過措置について検討。

### 2. 平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討

- 第三セクター等が地域において地域活性化や住民サービス等の維持等のために求められる役割を担い続けることができる方策を検討。
- 第三セクター等が地方公共団体の財政にとつてのリスクとなることを防止する方策を検討(同じ過ちを繰り返さないことが必要)。

検討結果を踏まえて



○平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方に係る指針を策定(現行指針は平成25年度まで)。

## 2 委員名簿 (五十音順、敬称略)

蛸子 准吏	北海道大学大学院教授	藤波 匠	日本総合研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授	堀場 勇夫	青山学院大学教授
杉本 茂	日本公認会計士協会経営研究調査会再生支援専門部会専ら門部会長	松本 正一郎	日本公認会計士協会公会計委員会地方公共団体監査専門部会専ら門部会長
辻 琢也	一橋大学大学院教授	宮脇 淳	北海道大学大学院教授(座長)
橋本 勇	弁護士	望月 正光	関東学院大学教授

## 3 スケジュール等

- 平成25年7月以降、毎月1回程度研究会を開催し、平成26年3月に報告書を取りまとめる(予定)。
- 第三回研究会(平成25年9月開催)において、第三セクター等の抜本的改革に係る方向性について中間的な取りまとめを行う。

## 第三セクター等の抜本的改革の成果と課題

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果が挙がっている。
- 第三セクター等改革推進債は、現時点で1兆円近い許可額が見込まれる等、有効に活用されている。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

### 第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	平成20年度	平成24年度	増減率
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	49,634.5	-33.6%
借入額	168,412.5	120,964.2	-28.2%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	45,525.3	-1.8%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	75,438.9	-38.2%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	3,002.3	-31.4%
法人数(総数)	8,685	7,952	-8.4%
経常赤字法人数	2,783	2,711	-2.6%
債務超過法人数	409	314	-23.2%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出先を行っている社団法人、財団法人及び会社法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

### 第三セクター等改革推進債の許可額(平成25年度第一次分まで)

168件・8,450億円

(第三セクター 30件・1,424億円、地方公社 106件・6,057億円、公営企業 32件・970億円)



# 平成26年度以降の第三セクター等関係施策

## 1 「第三セクター等のあるり方に関する研究会」中間まとめの概要

### ① 第三セクター等の抜本的改革の評価等

第三セクター等の抜本的改革は、時間的な特例措置として講じた第三セクター等改革推進債が有効に活用されたこともあり、全国的には相当程度進捗。一方で、抜本的改革に取り組んでいない地方公共団体、抜本的改革に着手しながら平成26年3月末までに間に合わない地方公共団体も存在。

### ② 平成26年度以降の第三セクター等改革推進債

第三セクター等の抜本的改革を5年間で集中的に行うこととした経緯や現在の進捗状況等を踏まえて、抜本的改革の全国的な推進は予定通り平成26年3月末まで一区切りとし、その手段である第三セクター等改革推進債の延長も行わない。  
ただし、抜本的改革に着手しながら平成26年3月までに完了させることが間に合わなかった地方公共団体については、第三セクター等改革推進債の必要最小限の経過措置を特例的に講じることやむを得ない。

### ③ 平成26年度以降の第三セクター等への関与

第三セクター等の抜本的改革に係る取組に遅れが見られる地方公共団体については、平成26年度以降も自らの判断と責任で抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。  
一方で、公益性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域の活性化や住民サービスの維持等に大きな役割を果たしており、また、今後も役割を果たすことが求められていることを踏まえ、経営健全化と有効な活用の双方が両立されるように、有効な手法・手順、留意点等について検討を行い、成果を取りまとめることが必要。

## 2 平成26年度以降の第三セクター等に関する総務省の取組

### ① 第三セクター等改革推進債の経過措置（地方財政法改正）

抜本的改革に着手した地方公共団体について、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講じるための地方財政法改正案を第186回通常国会に提出予定。

### ② 第三セクター等への関与等に係る指針の策定

第三セクター等の改革を加速するための経営健全化の手順や留意点等について、また、第三セクター等を適切に活用するための留意点等について取りまとめた新たなガイドラインを平成26年度に策定予定。